

や

ま

く

ら

通信

若者版

～やまぐち・くらしの安心ネット通信～

発行:山口県消費生活センター

令和元年5月16日

-第11号-

消費生活トラブル情報 **注目!**

いきなり請求画面が...(ワンクリック請求の手口)

1

ある日、Aくんがネットサーフィンをしていると...

Aくん



2



好きなアーティストの無料動画サイトを見つけました。

へー、無料で公開されてるんだ。ちょっと見てみようっと!

3

ボタンをクリックすると...

え、なにこれ...  
登録完了?!  
10万円!?

4

「×」ボタンを押しても請求画面は消えません。  
さて、Aくんはどうしたらいいのでしょうか?

アドバイス

※ 裏面に関連記事あり

- **事業者に連絡しない、お金は支払わないようにしましょう!**  
サイト閲覧時には端末情報の一部がサイト側に伝わりますが、パソコン、スマホのどちらも閲覧だけでは個人は特定されません。手続きに必要と称して個人情報を聞き出されるおそれがあるため、決して事業者に連絡せず、支払いをしないでください。
- 請求画面が消えない場合は、**IPA(独立行政法人 情報処理推進機構)**のホームページを参考にしてください。
- トラブルを解決しようとネットで検索した業者に相談したら、**調査費用を請求された上に解決できない**という事例もあります。困ったときは、お近くの**消費生活センター**等に相談しましょう。

出典:2019年度版くらしの豆知識

山口県消費生活センター TEL.083-924-0999(相談)/083-924-2421(消費者教育)  
〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号 FAX.083-923-3407

山口県消費生活センター 検索

相談受付時間 [月～金]8:30～19:00 [土]8:30～17:00

※日曜・祝日・年末年始はお休みです。

まなべる利用時間 [平日]9:00～16:30(入場受付16:00まで)

※団体利用を希望される場合は、事前にご連絡をお願いします。

# 豆知識

## ワンクリック請求は、無視して大丈夫？

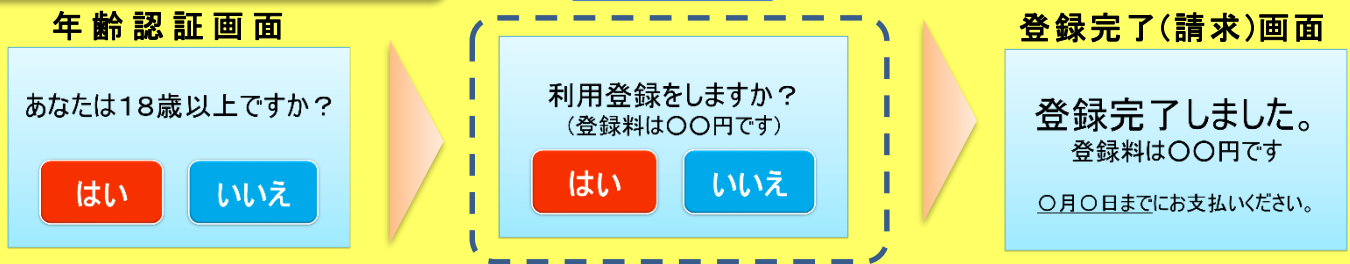
消費生活トラブル情報関連(表面)

確認画面がなく、いきなり請求画面が出るワンクリック請求は、そもそも契約は成立していません。

### 電子消費者契約法では...

○消費者が契約をする意思がないのに（あるいは契約内容について誤解して）申込みをしてしまった際、事業者が消費者に対して申込内容を再度確認させるための画面を用意していなかった場合、その契約は無効とする。

### 有効な契約のイメージ図



# お知らせ

## 5月18日は、消費者ホットライン「<sup>いやや</sup>188の日」です！

消費者庁は、一人でも多くの消費者トラブルを解決するため、平成27年7月に身近な消費生活相談窓口を案内する全国共通の3桁の電話番号、消費者ホットライン「188」を設置しました。

さらに今年度から、消費者ホットラインをもっと知ってもらうため、消費者月間の「5」月と188の頭2桁の「18」を合わせた「5月18日」を「消費者ホットライン188の日」と制定しました。



消費者庁 消費者ホットライン188  
イメージキャラクター イヤヤン

(参考) 消費者ホットライン188について

- 郵便番号を入力することで、お住まいの市町や県の消費生活センター等の消費生活相談窓口につながります。
- 相談窓口につながった時点から、通話料金が発生します。(相談は無料です)
- 土日祝日についても、市区町村や都道府県の消費生活センター等が開所していない場合には、国民生活センターで相談を補完するなど、年末年始(12月29日～1月3日)を除いて原則毎日御利用いただけます。

### 消費者ホットライン「188」 御案内の流れ

郵便番号が分かる

1 → を押す

○郵便番号(7桁)入力

郵便番号が分からない

2 →

○固定電話の場合は地域を選択。携帯の場合は最寄りの窓口へ

お住まいの市町の消費生活センターや相談窓口

又は

山口県消費生活センターなど